

米国防総省 従軍取材ガイドライン

二〇〇三年二月三日

※米国防総省がイラク戦争開始前に政府関係各機関にあてた従軍取材に関する指針の主要部分を編集部で翻訳した。

1. 目的

この文書は、中央軍司令部管轄地域において将来起こりうる軍事行動・展開に報道機関を従軍（エンベツド＝埋め込み）させるにあたっての手引き、方針および手続きを定めたものである。これは必要に応じて他の統合軍管轄地域にも適用される。

2. 方針

A 軍事行動の報道に関する国防総省の方針は、従軍取材により報道機関が米国の空軍、陸軍および海軍への長期および制限を最小限に抑えたアクセスを得られるようにすることにある。我々は、ほかの者が報道機関に虚偽情報や歪曲情報を与える前に、内容が良くても悪くても、事実を伝える必要がある。報道機関を軍隊ならびにそのニュースに近づけるようにすることができるのは指揮官だけである。我々は、地上作戦に

従事する軍隊への国内外の報道機関のアクセスのために体制を整えなければならない。これを遂行するため

に、我々は、報道機関を部隊に埋め込む。従軍した報道機関は、戦闘時や関連作戦実行時に米軍の詳細な報道をするためにあり、部隊の一部として生活を共にし、作業し、移動する。指揮官と広報官は互いに協力し、作戦の安全と報道機関の要求のバランスを調整しなければならない。

B 報道機関はすべての作戦行動を理解するために、空軍、地上軍の部隊兵に従軍する。報道機関は可能な場合は作戦準備段階と任務の結果を含め常に作戦戦闘任務にアクセスできる。

C 従軍取材は、報道機関の代表が、数週間あるいは数か月間、部隊に残ることを意味する。指揮官は必要に応じて部隊の兵員と同等の宿舎、配給物、医療情報を提供し、要

求があれば軍の輸送へのアクセスや報道内容を送信する通信手段を提供する。

C1 報道機関は、従軍中の移動に自己の乗り物を使用してはならない。

C2 ある特定作戦行動を取材するための機材の運搬に、可能な範囲で軍事輸送のスペースを利用可能とする。報道機関は各自の機材を積みおろすこと。取材や取材内容の輸送のために報道機関が戦場間の空輸手段を優先的に使用できるようにする。戦地取材のために車両、航空機、船舶の座席を利用できる。

C3 部隊は、軍の情報を伝える報道素材の戦場間輸送を適切な時期、方法において支援する。商用通信手段が利用困難な場合、報道機関は軍の通信手段によって取材内容を伝達することが認められる。

C4 報道機関による通信設備の使用は特に禁止されることはない。ただし、部隊長は、作戦上の安全確保の理由により電信を一時的に制限することもある。部隊長あるいは部隊長指名の代理人の指図がない場合、報道機関は戦闘時の電子装置の使用について承認を求める。伝達手段については、報道機関が配属された部隊に到着した際、十分話し合う

ものとする。

3. 手続き

A 広報担当国防次官補事務所 (The Office of the Assistant Secretary of Defence for Public Affairs, OASD/PA) は報道機関を管理するための中央機関であり、報道機関を割り当て、従軍させる。従軍取材の機会是个々の記者ではなく報道機関ごとに割り当てられる。どの報道機関の代表者が従軍取材にあたるかはそれぞれに指定された連絡先で決められる。

A1 部隊の指揮官は、中央軍司令部の戦後通行許可 (Theater Clearance) と所属部隊の承認を得たうえで、配備および到着までの準備期間中にその地域・地方報道機関を特別に従軍させてもよい。指揮官は、事前にこれら報道機関に対し、すべての従軍取材の許可可は広報担当国防次官補事務所であり、部隊が戦闘地域に到着した後にこの特別の従軍取材が終了することを通知する。これら報道機関は従軍取材の継続を、広報担当国防次官補事務所へ申し込むことができる。しかし、その許諾保証はなく、報道機関は各自で記者の帰路を準備する。

B 展開中の部隊は、報道機関と

の事前の協議がない場合、これら報道機関の身元を確認し、広報担当国防次官補事務所に報告する。報道機関名、メディアの種類、支局の編集者や報道部長の名前、職場・自宅・携帯の電話番号、ポケットベル、電子メールなどの連絡先などを知らせる必要がある。

C 部隊長は割り当て以上の従軍報道機関を支援する意思と能力を広報担当国防次官補事務所に示さなければならぬ。

D フリーランスの記者は、報道機関に従軍取材の代表として選ばれている場合に従軍が許可される。

E 部隊は、広報担当国防次官補事務所に割り当てと承認の後、各報道機関と直接調整を図ることができる。

E1 各部隊は、それぞれの従軍記者と報道機関が別途同意書に署名していることを確認しなければならぬ。また、各部隊は、従軍している報道機関のこの同意書のコピーを保管しなければならない。

F 報道機関は、割り当てられた部隊の一部として行動する。護衛兵は部隊長の判断で割り当てられる。広報担当護衛兵がいなくても理由に作戦行動へのアクセスを排除しない。

G 指揮官は実際の戦闘の状況を見る機会を与えることを保証する。記者個人の安全性を理由に戦闘地帯から記者を排除しない。

H 部隊長の意見で従軍記者が部隊の進行状況に耐えることができないと判断されれば、部隊長もしくは部隊長の代理人は部隊の安全確保のため記者の参加を制限でき、その場合はいかなる状況においても迅速に広報担当国防次官補事務所に知らせる。

I 何らかの理由で記者が作戦行動に参加できないようなことがあれば、記者はその作戦行動中に上位の作戦本部の管轄下に移ることになる。

J 指揮官は、従軍取材の目的で軍の輸送手段を利用する報道機関のために中央軍司令部・広報部から戦域通行許可を得る。

K 従軍記者を有する部隊は移動命令書 (Invitational Travel Order) を発行し、核・生物・化学用防具を提供する。どの装備が提供され、どの装備を報道機関が責任を持って準備しなければならないかは5を参照。

L パスポートやビザは各報道機関で用意する。

M 報道機関は、部隊の支援と兵員や情報へのアクセス、および前記

の特権を受けるために、4の基本原則に従うことに合意する。基本原則のいかなる違反も報道機関の従軍取材の終了につながる。

N 部隊レベルで解決することができない問題、質問、障害、基本原則あるいは報道機関の従軍取材にかかわる問題は、広報部との連絡網を通じて解決する。問題となった従軍取材を終了させたい指揮官は、終了に先立ち中央軍司令部・広報部に通知しなければならない。現場レベルで解決できない場合、広報担当国防次官補事務所が最終決定機関となる。

O 民間施設で宿泊する場合、その費用は各報道機関が負担する。

P 報道機関は取材内容を送信するために必要な設備を用意できる。

Q 情報の公表の基準は、「なぜ公表するのか」と考えるべきである。決定はできるだけ早くなされるべきで、数時間ではなく、数分が望ましい。

R 報道内容に関する一般的な検閲 (review) はない。

S 報道機関は一九四九年のジュネーブ条約の範囲内で捕虜あるいは収容者へのアクセスが認められる。

T 従軍している報道機関が他の報道機関と接触することは妨げない。

い。報道機関が部隊に投入された時期と、基本原則に合意した時期により、アクセスできるレベルが異なることもある。

U 中央軍司令部・広報部は従軍報道機関が戦域にいる間、責任を持つ。中央軍司令部・広報部は従軍の状態に変化があれば、それを広報担当国防次官補事務所に報告する。

V 従軍記者が作戦行動の途中で死傷した場合、部隊はただちに広報担当国防次官補事務所に通知する。広報担当国防次官補事務所は報道機関と連絡をとり、希望に沿って近親者に通知する。

W 報道機関はいつでも従軍取材を終了することができる。その場合、戦況の許す範囲内で部隊長が移動手段や最寄りの交通機関の利用が可能な場所への輸送を提供する。

W1 従軍から離れる報道機関は進行中あるいは将来の作戦にかかわる安全上の配慮を求められる。

4. 基本原則

米軍と従軍報道機関の安全のため、報道機関は定められた基本原則を守る。基本原則は従軍する報道機関が事前に同意、署名する。基本原則の違反は、従軍の終了および中央軍管轄地域からの退去につながる。

これらの基本原則は、軍事作戦行動の報道の権利を認めるものであり、好ましくない、否定的な情報の公表を防ぐためのものではない。基本原則のいかなる修正も、中央軍司令部・広報部に通知し、承認を求める。標準の基本原則は次のとおり。

A すべての兵員へのインタビュは、オン・ザ・レコードとする。航空機パイロット、搭乗員へのインタビュは任務完了後に許可される。しかし、情報の公表はこの基本原則による。

B 活字・放送による報道はすべて細則に従って発信地・日付を入れる。細則は窓口である中央軍司令部によって調整される。

C 従軍取材する報道機関の火器の所持は認められない。

D カメラのフラッシュやテレビライトなどの発光体の使用には制限が加えられる。現場の司令官が事前に特別に許可を与えた場合を除いては、夜間の作戦行動中にカメラのフラッシュを使用することはできない。

E 作戦行動の安全のため、解禁日が設定されることがある。作戦行動上の安全の問題があるときのみ設定され、問題が解決したときは、ただちに解除される。

F 次の情報は公表可能とする。

F1 友軍勢力の概要。

F2 友軍犠牲者の概況。報道機関は、目撃した犠牲者数を制限の範囲内で確認できる。

F3 拘留あるいは捕獲された敵軍兵士の確認された人数。

F4 戦闘、作戦行動に参加した友軍の規模は大きな用語で公表される。軍または部隊を特定する情報は、安全確保上の秘匿の必要がなくなった時点で公表する。

F5 攻撃対象となった軍事的な標的、目標の位置と情報。

F6 航空作戦行動時の所属基地などその拠点に関する大きな説明。

F7 通常の軍事任務と作戦行動に関する日時や場所の事前通報は、任務の結果報告と同じく、大きな用語で提供される。

F8 大きな説明による使用された兵器の種類に関する情報。

F9 中央軍司令部の作戦行動空域で実施された空中戦や偵察飛行の回数。

F10 作戦に関与した部隊の種類(例：防空部隊、歩兵部隊、装甲隊、海兵隊などの区分)

F11 作戦行動に参加した兵力の種類(艦船、航空機、地上部隊など)は指揮官の許可後公表される。

F12 作戦行動のコードネーム

F13 部隊名と本拠地。

F14 兵員の氏名と出身地は本人の同意を得た上で公表する。

G 次の種類の情報は報道により作戦・人命に危険をもたらす恐れがあるので、公表してはならない。

G1 軍団・海兵隊進攻兵団より小規模な部隊の具体的な兵員数。

G2 空軍進攻兵団と同規模またはそれより小規模な部隊の戦闘機の数。

G3 その他の設備や重要補給品(例えば火器、戦車、上陸用舟艇、レーダー、トラック、水など)に関する具体的な数字。

G4 航空母艦団より小規模な艦隊の具体的な軍艦数。

G5 国防総省や中央軍司令部による発表以外の、部隊の特定の地名、基地名、および、公表の許可のないこれらの場所を特定できる映像。

G6 将来の作戦に関する情報。

G7 明らかに場合を除いて、基地や野営地における防衛策に関する情報。

G8 基地や野営地のセキュリティレベルを示す写真。

G9 戦闘規則。

G10 情報収集活動についての情報。

報。

G11 作戦の効果を最大限に引き出すため、攻撃開始時の報道には細心の注意が求められる。第一陣の帰還、あるいは指揮官の許可が出るまで、滑走路や地上からの生中継は禁ずる。

G12 作戦中の友軍の動き、および展開に関する具体的な情報は作戦の安全、人命に危険をもたらす。交戦中の情報は許可が下りるまで公表されない。

G13 作戦や攻撃の内容に関する情報では「低い」「速い」などの大きな用語が使われる可能性がある。

G14 敵の電子戦の有効性についての情報。

G15 作戦延期あるいは中止を識別できる情報。

G16 搜索・救助活動の計画、実行中における、行方不明機、撃墜機、不明船舶に関する情報。

G17 敵軍のカモフラージュ、防御、ごまかし、目標、直接・間接の攻撃、情報収集、セキュリティ対策の有効性についての情報。

G18 戦争捕虜の顔や名札など人物の特定につながる映像や写真。

G19 捕虜収容作戦の映像、写真や捕虜へのインタビュ。

H 下記は、負傷兵についての取材に適用される。

H 1 記者は情報提供を受けた後も、負傷者の名前や負傷者が特定できるような写真を使う際は注意する。

H 2 戦場での負傷者は兵員の身元は七十二時間後の公開または近親者への通知後、いずれか早い段階で、取材可能とする。

H 3 医療施設を訪問する際、報道機関は法規、規則、作戦命令や、担当医師の指示に従う。仮に取材が承認されれば、兵員が医療機関の職員が、常時報道機関に付きそう。

H 4 医療施設や負傷兵を収容した施設における取材では、患者の安定、プライバシーおよび近親者や家族に対する最大限の配慮が求められる。

H 5 報道機関の医療施設への訪問は許可されるが、医療施設の長と担当医師の承認が必要とされ、治療の妨害をしてはならない。アメリカ本土外の医療施設への訪問希望は司令部広報部によって調整される。

H 6 取材記者は指定された場所を訪問することができるが、手術中の手術室の訪問は許可されない。

H 7 患者へのインタビュー、写真撮影は、担当医師または施設長の

許可と、同伴者を証人とする患者への事前説明を必要とする。

H 8 患者への事前説明は、患者自身が自分の写真やコメントが報道目的で取材され、全国で報道される可能性を理解することを意味する。

H 9 主治医が同伴者は兵員に、近親者へ知らされているかどうかの助言をする。

5. 予防接種／個人用防具について(略)

6. 安全確保

A 機密情報や、機密扱いでなくとも、敵にとっては作戦上の価値があるか、あるいは他の機密扱いでない情報と一緒になれば、機密情報情報明らかになってしまう可能性のある情報へのアクセスを認められた報道機関は、部隊の指揮官やその指定する代理人から事前に、情報の使用や公開に関する制限について知らされる。疑問のある場合には部隊の指揮官や代理人と相談する。

A 1 従軍取材においては、部隊の動きや戦闘準備や物資の余力、弱点、その他4Gであげられた情報など、センシティブ情報に接する可能性はある。指揮官もしくはその代理者は、記者が許可を得る前にこの種

の情報にアクセスするものと信じるに足る理由がある時は、情報の安全確保のために最新の注意を払う。最大の安全策は、報道機関にどの種の情報がセンシティブ情報かを事前に説明することである。仮に報道機関が不注意でセンシティブ情報に接した場合、どの情報が取材・報道してはならないのかを説明する必要がある。指揮官またはその代理人が、あるニュースの取材が事前ブリーフィングや秘密保持誓約によって保護された範囲を超える機密情報に触れることになるが、一方その取材が国防総省にとって最大の利益になると判断した場合、記者が安全確保のため取材内容のチェックに同意すれば、取材を許すこともありうる。この種の取材と引き替えにチェックに同意することは自発的に行われなければならない。記者が同意しない場合は取材は認められない。検閲は、編集に手を加えるものではなく、報道内容にセンシティブ情報あるいは機密扱いの情報が含まれていないことを確認するためだけに行われる。

仮に、その種の情報が含まれていた場合、報道機関は該当情報を取り除くか、報道を延期することを求められる。検閲は、作戦行動に支障をきたさないよう素早く実務的になされるもので、報道を遅らせることを目的としない。仮に検閲の過程において、論議が生じた場合は、広報担当国防次官補事務所に申し出ることができる。この条項は、報道機関に秘密情報へのアクセスを許可する権限を指揮官に与えるものではない。

A 2 報道内容は、搜索、押収の対象にはならない。仮に、機密扱いの情報が危険にさらされ、記者がその情報の削除を拒否した場合、できるだけ早くC P I C (Coalition Press Information Center = 多国籍軍報道情報センター) か広報担当国防次官補事務所に知らせ、その問題が報道機関の幹部によって処理されるようにする。

7. その他(略)